(三)　総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期を三年とすることとした。（第三一条第一項関係）

(四)　総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うこととした。（第三一条第三項関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

4　施行期日等

(一)　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

(二)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律**（法律第三二号）（復興庁）

1　小規模団地住宅施設整備事業の特例の創設

復興整備計画には、その目標を達成するために必要な小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五〇戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。以下同じ。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項を記載するものとし、復興整備計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る一団地における集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法第一一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設とみなすこととした。（第四六条第二項第四号ト・第五四条の二関係）

2　復興整備事業に係る土地収用法の特例の創設

(一)　第四六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業についての土地収用法第一七条第三項、第二七条第一項第二号並びに第一二三条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第一七条第三項及び第二七条第一項第二号中「三月」とあるのは「二月」と、同法第一二三条第一項中「防止すること」とあるのは「防止し、又は東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進すること」と、同条第二項中「六月」とあるのは「一年」とすることとした。（第七三条の二関係）

(二)　(一)の復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三九条第一項の規定によって収用委員会の裁決を申請しようとするときは、同法第四〇条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができることとした。この場合においては、同法第四四条第一項の規定は、適用しないこととした。（第七三条の三関係）

(三)　収用委員会は、(一)の復興整備事業について、土地収用法第四七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあったときは、できる限り六月以内に明渡裁決又は同法第四七条の規定による却下の裁決をするよう努めるものとすることとした。（第七三条の四関係）

(四)　(一)の復興整備事業についての土地収用法第一二三条第四項の規定による損失補償額の払渡しについての民法第四九四条後段の規定の適用については、同条後段中「過失なく」とあるのは、「重大な過失なく」とすることとした。（第七三条の五関係）

3　施行期日等

(一)　大規模災害からの復興に関する法律について、1及び2と同様の改正を行うこととした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**港湾法の一部を改正する法律**（法律第三三号）（国土交通省）

1　国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資

(一)　政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、出資することができることとした。（第四三条の二五関係）

(二)　政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、事業計画の国土交通大臣への提出等を義務付けることとした。（第四三条の二六及び第四三条の二七関係）

(三)　港湾運営会社の議決権の保有制限について、政府が保有する場合の特例を設けることとした。（第四三条の二一関係）

2　国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大

特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、国際戦略港湾の埠頭の近傍に立地する保管施設を追加することとした。（第五五条の七関係）

3　特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設

特別特定技術基準対象施設（特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものをいう。）の改良に要する資金について、無利子貸付制度を創設することとした。（第五五条の八関係）

4　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一七二号）（内閣府本府）

1　平成二五年一〇月一五日及び同月一六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一七四号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、香川県、埼玉県及び石川県を題材とする貨幣及び新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は六、三一八万枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は三八一万枚に改めることとするほか、新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を八、三〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七五号）（厚生労働省）

1　指定試験機関に行わせることができる技能検定を行う職種について、機械保全を追加することとした。

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一七六号）（厚生労働省）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第六三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年一二月一日とすることとした。